

**(仮称)国分寺市地球温暖化防止行動計画
(市域版) 等策定支援業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領**

令和 4 年 6 月 23 日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市まちづくり部まちづくり計画課計画担当

担当：茂木・森田

住所：〒185-0012 東京都国分寺市本町4-1-9

本町クリスタルビル4階（国分寺駅北口事務所）

電話：042-314-9005

FAX：042-323-9060

E-mail：machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名

(仮称) 国分寺市地球温暖化防止行動計画（市域版）等策定支援業務委託

(2) 事業目的

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、市の事務及び事業からの温室効果ガス排出抑制を目的に平成 18 年に『国分寺市地球温暖化防止行動計画』（以下、「市役所版計画」という。）を策定し、温室効果ガスの削減に関する施策を推進しているところである。また、令和 4 年 2 月にはゼロカーボンシティとして、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロとすることを表明し、今後、市域全体において脱炭素社会形成に向けた取組をより一層推進していくこととしている。

本業務では、それらの背景を踏まえ、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた本市の削減目標を定め、脱炭素社会実現に向けた取組を推進するため、「（仮称）国分寺市地球温暖化防止行動計画（市域版）」（以下、「市域版計画」という。）及び第五次市役所版計画の策定を行うことを目的とする。

そのため、本市の地域的特性や現状・課題についてよく分析するとともに、将来的な地域の社会経済情勢、技術動向も踏まえて将来推計を行い、本市の将来ビジョン及び脱炭素シナリオ作成に係る業務の全般的な支援を事業者へ委託するものである。

については、受託候補者の選定に当たり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、この提案を一定の基準で審査を行う公募型プロポーザルを実施する。

(3) 業務内容

詳細は別添「（仮称）国分寺市地球温暖化防止行動計画（市域版）等策定支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで

なお、委託業務を継続することが適当でないとき認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(5) 履行場所

国分寺市まちづくり部まちづくり計画課（国分寺市本町4-1-9本町クリスタルビル4階 国分寺駅北口事務所）ほか

(6) 現状の課題等

本市においては、令和4年2月にゼロカーボンシティとして、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明したところである。今後、市域における脱炭素社会の形成について、取組を推進していく必要があるが、本市においては市域における温室効果ガス排出削減目標を掲げた計画を策定した実績がない。

また、市内の状況としては、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の公表数値によると、本市の2018年度温室効果ガス排出状況は、家庭部門が約51.4%を占めている状況にある。加えて、環境省が公表している「自治体排出量カルテ」によると、市域の需要電力量に対する再生可能エネルギー導入ポテンシャルは約24.4%と低い状況にある。

これらを踏まえ、地域的特性や温室効果ガス排出に係る現況・課題についてよく分析するとともに、将来的な地域の人口推計、社会経済情勢、技術的動向も踏まえた、温室効果ガス排出量の将来推計を行い、本市の将来ビジョン、脱炭素シナリオを整理することより、本市において着実に温室効果ガスを削減し、2050年脱炭素社会の実現に向けた実効的な計画を策定する必要がある。

また、市役所版計画については、国や東京都等の社会的動向や技術的動向を踏まえるとともに、市域版計画と連携した計画に改定する必要がある。

(7) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

15,790千円

【内訳】 令和4年度 6,633千円

令和5年度 9,157千円（債務負担行為の設定）

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記委託料上限額を超えてはならない。

(8) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルの概要（スケジュール等）

(1) 事業者選定スケジュール（予定）

| | 項目 | 期間等 |
|----|-------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | ①プロポーザル方式等の実施の公表 ②実施要領等の配布 | 令和4年6月23日（木）から 令和4年7月20日（水）午後5時まで |
| 2 | 質問受付 | 令和4年6月23日（木）から 令和4年6月30日（木）午後5時まで |
| 3 | 質問回答 | 令和4年7月7日（木） |
| 4 | 企画提案参加申込書・企画提案書等受付 | 令和4年7月8日（金）から 令和4年7月20日（水）午後5時まで |
| 5 | 第一次審査（書類審査） | 令和4年7月21日（木）から 令和4年7月28日（木） |
| 6 | 第一次審査結果通知 | 令和4年7月29日（金） |
| 7 | 第二次審査（プレゼンテーション） | 令和4年8月16日（火） |
| 8 | 第二次審査結果通知 | 令和4年8月23日（火） |
| 9 | 優先交渉権者との協議（提案内容に基づく仕様書最終調整） | 令和4年8月31日（水）まで |
| 10 | 契約締結 | 令和4年9月14日（水） |

(2) 事業スケジュール（予定）

| | 項目 | 期間等 |
|---|---|-------|
| 1 | 基礎的事項の整理，基礎調査の実施，計画の策定方針の提示，市域版計画の検討，第五次市役所版計画検討等 | 令和4年度 |
| 2 | 市域版計画案作成，第五次市役所版計画案作成，印刷製本等 | 令和5年度 |

3 公募方法

(1)公募方法

国分寺市ホームページ，電子調達サービス

(2)募集期間

令和4年6月23日（木）から令和4年7月20日（水）午後5時まで

4 参加資格・実施要領等の配布

(1)参加資格

本プロポーザルに参加する者は，以下の全ての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- ② 国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第5号）第35条（有資格者情報）の規定による資格審査サービスに登録された者であること。
- ③ 参加申込時点で，国分寺市から指名停止処分を受けていない者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号），民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続きを開始していないこと。また，破産法（平成16年法律第86号）に基づく破産手続き開始の申立又は破産手続中のものでないこと。
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条（定義）に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条（定義）に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑧ 法人税，法人事業税，消費税及び地方消費税を完納していること。
※新型コロナウイルス感染症等の影響により，徴収猶予を受けている場合を除く（徴収猶予の証明書の写し等を提出すること。）。
- ⑨ 平成24年度から令和3年度に，地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）又は地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定業務について受託した実績があること。なお，受託実績とは，計画の策定又は改定に係る本体業務を受託した実績

であり，アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まないものとする。

(2) 配置技術者の要件

本件で配置を予定する配置技術者の要件は，次のとおりとする。

① 管理技術者

本業務の技術的管理を行う者として，管理技術者を配置すること。なお，管理技術者は平成 24 年度から令和 3 年度に，地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）又は地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定業務に携わった者であること。また，管理技術者は提案者に所属する者に限る。

② 業務担当者

本業務の実施に当たって，適切な業務担当者の配置及び業務実施体制を構築すること。

(3) 制限事項

応募者 1 者につき複数の提案は認めない。

(4) 実施要領等の配布

① 配布期間

令和 4 年 6 月 23 日（木）から令和 4 年 7 月 20 日（水）午後 5 時まで

配布時間：閉庁日を除く，午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時

② 配布場所

国分寺市まちづくり部まちづくり計画課

〒185-0012 東京都国分寺市本町 4-1-9

本町クリスタルビル 4 階（国分寺駅北口事務所）

※実施要領は，以下のホームページから入手することができる。

国分寺市ホームページ（<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp>）>発注・入札>（仮称）国分寺市地球温暖化防止行動計画（市域版）等策定支援業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について

※電子調達サービスのお知らせにも掲載する。

5 企画提案の参加申込みについて

企画提案をしようとする者は、以下のとおり企画提案参加申込書を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印の上、指定された部数を提出すること。なお、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

| 書類名称 | 様式 ※6 | 備考 | 提出部数 |
|--|---------|----|---------------|
| 企画提案参加申込書 | 様式第2号 | ※1 | 1部 |
| 企画提案書 | 様式第3号 | | 正 1部 副 10部 |
| 事業者概要 | 様式第4号 | | 1部 |
| 契約実績届出書 | 様式第5号 | ※2 | 1部 |
| 見積書 | 様式第6号 | ※3 | 1部 |
| 管理技術者の実績等 | 様式第7-1号 | | 1部 |
| 業務担当者の実績等 | 様式第7-2号 | ※4 | 1部 |
| 直近の法人事業税（地方法人特別税を含む。）の納税証明書・納税証明書その1（法人税）・納税証明書その1（消費税及び地方消費税） | | ※5 | 各 1部 |

※1 提案内容については、仕様書を踏まえ、次の(2)で示す項目について記載すること。

※2 平成24年度から令和3年度に地方公共団体から委託された、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び地方公共団体実行計画（事務事業編）の契約内容を最大5件ずつ、契約日の新しい順に記載すること（業務を完了していない契約も含む。）。また、記載した契約内容について、契約書の写しを提出すること。

※3 見積書は、仕様書等をもとに積算し記載すること。ただし、委託料上限額を超えてはならない。

※4 配置する業務担当者1人につき1枚作成すること。

※5 新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けている場合は、その証明書の写し等を提出すること。

※6 様式のサイズはA4とすること。

※7 正本には会社名を記載し、副本には一切記載しないこと。また、提案内容で会社（提案者）が推測できるような記載はしないこと。

(2) 企画提案書の作成方法

仕様書に基づき、以下の事項について提案をすること。

| 提案事項 | | 記載内容 |
|---------|---|--|
| (1) - ① | 基礎調査の実施方針 | 基礎調査の具体的な実施手法について記載すること。 |
| (1) - ② | 事業構想提案についての考え方 | 本市の地域特性を踏まえた、本市に有効な事業構想提案を行うための工夫等、考え方について記載すること。 |
| (2) | 地域の将来ビジョン，脱炭素シナリオ及び温室効果ガス削減目標の設定・作成についての考え方 | 本市の地域特性，現状・課題を踏まえた，地域の将来ビジョン，脱炭素シナリオ及び温室効果ガス削減目標の設定・作成についての考え方について記載すること。 |
| (3) | 計画の推進体制，進行管理に関する考え方 | 計画の推進体制，進行管理方法の考え方について記載すること。 |
| (4) | 市民参加の手法 | 本市の実態に沿った市民参加の効果的な手法の具体的な企画・運営支援の方法について記載すること。 |
| (5) | 市民にわかりやすい計画づくり | 市域版計画書本編及び概要版が市民にわかりやすい計画となるための工夫等を記載すること。 |
| (6) | 業務工程 | 「2 プロポーザルの概要（スケジュール等）（2）事業スケジュール（予定）」を基とした具体的な業務工程及び業務実施スケジュールを適切に進行管理するための仕組みを記載すること。なお，業務工程については市と受託者の役割分担を明示すること。 |

【仕様】

ア A4判両面印刷，横書き，用紙方向は縦使い，左綴じで製本し，表紙を除

- き 10 枚 (20 ページ) 以内とし、通しのページ番号を付すこと。
- イ A 3 判の資料を挿入する場合は、片面印刷で A 4 サイズにゼット折とし、A 4 判 2 ページ換算とする。
- ウ 提案は文章での表現を原則とし、文字の大きさは原則 10.5 ポイント以上とすること。
- エ カラー印刷は可とするが、白黒コピーでも内容が理解できるよう留意すること。文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、考え方をわかりやすく簡潔に記載すること。
- オ 副本は、提案者を特定することができる内容（社名等）を記載しないこと。

(3) 見積書の作成方法

- ① 見積書は、仕様書等（国分寺市ホームページに掲載の国分寺市契約約款を含む。）をもとに積算し記載すること。
- ② 見積書の金額は、税込・円表示で、消費税及び地方消費税を含む額（消費税及び地方消費税の合計税率は 10%とする）とし、「1 業務の概要 (7) 委託料上限額」に記載した 2 年間の総額と各年度の内訳を超えないこと。見積書の金額が、委託料上限額を超過した場合は失格とする。
- ③ 見積書には内訳として、年度ごとに仕様書に示す「【市域版計画】」，「【市役所版計画】」，「【共通】」の区分により見積金額を記載するとともに、年度ごとの合計金額を記載すること。
なお、仕様書「7 成果物」における「(2) 市域版計画書（本編）」，「(3) 市域版計画書概要版」に係る費用は「【市域版計画】」に計上するものとし、そのほかの「7 成果物」における費用及び「8 打合せの実施」に係る費用は「【共通】」に計上するものとする。
- ④ 契約締結前の協議に係る費用は「9 その他 (1) 契約方法 ⑤費用の負担」に示すとおりとする。
- ⑤ 提案者の責務によらない社会的経済的動向等の経費変動リスクについては、契約締結後の協議により勘案するものであることから、見積額に含めないこと。

(4) 提出上の留意事項

- ① 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しない。

- ② 企画提案書等を受理した後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。
- ③ 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- ④ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- ⑤ 提出された企画提案書等の返却は行わない。

(5) 提出場所（事務局）

国分寺市まちづくり部まちづくり計画課

〒185-0012 東京都国分寺市本町4-1-9

本町クリスタルビル4階（国分寺駅北口事務所）

TEL 042-314-9005・FAX 042-323-9060

電子メール machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp

(6) 提出期間

書類の提出は、令和4年7月8日（金）から令和4年7月20日（水）午後5時までを期限とする。郵送の場合は必着とする。

受付時間：閉庁日を除く、午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時

※郵送の場合は、配達頻度及び送達頻度の緩和により配達日数が繰り下げ等になる場合があるため、十分留意すること。

(7) 提出方法

提出場所に持参又は郵送（「書留郵便」に限る。）すること。郵送の場合は必ず事前に電話連絡をすること。

6 質疑・回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑の内容を簡潔に記した「質問書」（様式第1号）を使用し提出すること。

なお、以下の場合による質疑は受け付けない。

- ・電話等口頭での質疑
- ・問合せ期間外の質疑
- ・実施要領等に記載されていない事項に関する質疑

(2) 提出方法

質問は、事務局まで電子メールにより行うものとする。

電子メールの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し、到達確認を行うこと。

提出先アドレス：machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp

(3) 提出期間

質問書の受付期間は、令和4年6月23日（木）から令和4年6月30日（木）午後5時まで（必着）とする。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年7月7日（木）に国分寺市ホームページに掲載する（回答には会社名は表示しないものとする。）。

7 審査方法及び審査結果の発表

(1) 審査

業務候補者の選定にかかる審査（第一次審査及び第二次審査）は、「（仮称）国分寺市地球温暖化防止行動計画（市域版）等策定支援業務委託事業者選定審査会」（以下、「審査会」という。）が行う。

(2) 選定方法

本プロポーザルの選定は、第一次審査で提出された書類を採点方式により審査した後、上位3者以内を第二次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングで総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

① 第一次審査

第一次審査は、企画提案参加申込書等を提出した者のうちから、書類審査により第二次審査対象となる者を選考する。

- ・ 選定者数は、得点の高い順に上位3者以内とする。3位の得点である参加者が2者以上となった場合は、第一次審査の評価項目（2）及び（3）の合計得点が高い順に選定し、なお、同点の場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査会の決定によるものとする。
- ・ 会議は非公開とする。
- ・ 第一次審査終了後、提案者全てに対して事務局から令和4年7月29日（金）（予定）に様式第8号で郵送により通知する。ただし、通過者には第一次審

査終了後、電話又は電子メールで通知する。

- ・公平性の確保のため、第一次審査は企画提案書に提出者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

② 第二次審査

第二次審査は、第一次審査通過者がプレゼンテーションによる説明などを行い、これに対し、審査会がヒアリングを実施し、優先交渉権者を選定する。

- ・実施日は令和4年8月16日（火）を予定しているが、場所や時間については通過者に対し別途通知する。
- ・優先交渉権者1者、次席者1者を選定する。
- ・会議は非公開とする。

③ 優先交渉権者1者選定方法

第二次審査では、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に審査会の委員が評価項目での評価を行い、全ての審査が終わったところで、第二次審査の対象者全てを講評し、第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席者として選定する。この場合、優先交渉権者及び次席者ともに得点が総合点数の6割以上であることを条件とする。なお、最高得点を取得した者が2者以上となった場合は、審査会の決定によるものとする。

④ 審査結果の通知・公表

審査会終了後、結果を令和4年8月23日（火）（予定）に様式第9号で通知する。あわせて、本件契約締結後、国分寺市ホームページで次の内容を公表する。

- ・プロポーザル実施要領
- ・（仮称）国分寺市地球温暖化防止行動計画（市域版）等策定支援業務委託仕様書
- ・契約締結事業者の企画提案書
- ・評価集計表

なお、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）第9条（実施機関の公開義務）に該当する恐れのある資料については、契約締結事業者の了承を得て公表する。

⑤ 審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により国分寺市に対し、説明を求めることができる。国分寺市は、前述の者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書を通知する。

- ・提出期限は，結果通知日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内
- ・受付時間は，閉庁日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時
- ・提出場所は，事務局へ持参提出のこと。

(3) 事業者説明方法

- ① 企画提案書のプレゼンテーション及び審査会委員によるヒアリングを行う。
- ② 企画提案書のプレゼンテーションは15分以内とし，ヒアリングは15分程度とする。
- ③ 説明者は管理技術者，業務担当者及びほか2人の計4人以内（機器の準備及び操作をする者も含める。）とする。
- ④ 使用する資料は企画提案書及び企画提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし，それら以外の資料を使用した場合は失格とする。
- ⑤ プレゼンテーションを行う際のパソコン等の機器は，各自で用意するものとする。ただし，プロジェクター（HDMI端子）及びスクリーンは事務局で用意したものを使用する。
- ⑥ 参加者は，審査時の説明に際して，社名を伏せることとする。そのため，審査時に会社名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。
- ⑦ プレゼンテーションの順番は，企画提案参加申込書等の到着日順（郵送の場合は消印で確認する。）とし，到着が同日同時刻の場合は，提案者の五十音順とする。

(4) 失格事項

次に該当する者は，失格とする。

- ① 提出書類等，本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ② 企画提案参加申込書が提出されていない者
- ③ 提出書類の作成及び提出方法，提出期限を守らない者
- ④ 許容された表現以外の表現方法が用いられている者
- ⑤ 提出書類等に関し故意に提案者が判別できるようにした者
- ⑥ 参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑦ 審査会委員又は事務局関係者に対し本プロポーザルに関する不正な接触を求めた者
- ⑧ 審査において，指定された時間に遅れた者
- ⑨ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑩ その他，審査会が不適格と認めた者

8 審査項目（評価基準）

(1) 第一次審査及び第二次審査の評価項目等

① 第一次審査

| 評価項目 | | 配点 | 評価内容 |
|------|--------------------------|----|-----------------------------|
| 業務評価 | (1) 同種業務の受託実績 | 5 | ・受託実績数が十分であるか |
| | (2) 管理技術者・業務担当者の専任性，業務実績 | 20 | ・業務の専任性が高いか ・業務実績が十分であるか |
| | (3) 業務実施体制 | 3 | ・業務実施体制は十分であるか |
| 価格評価 | (4) 提案見積額 | 5 | ・見積価格 |

② 第二次審査

| 評価項目 | | 配点 | 評価内容 |
|---------------------------|---|----|---|
| 内容評価 (企画提案書・プレゼンテーション) | (1)－① 基礎調査の実施方針 | 5 | ・具体的な手法が示されているか ・示された手法の有効性 |
| | (1)－② 事業構想提案についての考え方 | 10 | ・地域特性を踏まえているか ・実現性，有効性の観点から妥当か |
| | (2) 地域の将来ビジョン，脱炭素シナリオ及び温室効果ガス削減目標の設定・作成についての考え方 | 40 | ・本市の現状と課題を把握しているか ・課題解決の手法が示されているか ・他自治体との連携手法について示されているか ・実現性，有効性の観点から妥当か |
| | (3) 計画の推進体制，進行管理に関する考え方 | 5 | ・実現性，有効性の観点から妥当か |
| | (4) 市民参加の手法 | 10 | ・本市の実態を理解するとともに，実現性，有効性の観点から妥当か |
| | (5) 市民にわかりやすい計画づくり | 5 | ・市域版計画の本編及び概要版について工夫があり，市民が見てわかりやすく，見やすい構成となっているか |

| | | | |
|-------|-----------|----|---|
| | (6) 業務工程 | 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務工程の妥当性 ・適切な進行管理の仕組みが確保されているか |
| ヒアリング | (7) 業務理解度 | 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の最新の動向を把握するとともに、市の現状の課題や今後の展開を理解し、的確に質問に回答しているか |

(2) 参加に係る費用

プロポーザル企画提案書等の作成に要した一切の費用は、参加者の負担とする。

9 その他

(1) 契約方法

① 優先交渉権者との契約の流れについて

市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

② 契約交渉及び見積書の提出

市は、受託候補者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

③ 合意に至らなかった場合

受託候補者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合又は地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。

④ 業務委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

⑤ 費用の負担

契約に当たって協議に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。また、次席者と契約締結交渉を行う場合には、協議に要する費用は次席者の負担とする。

(2) その他

① 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。

② 本募集は、1 者以上をもって成立とする。第一次審査及び第二次審査の合計点数の最も高い応募者を優先交渉権者とする。この場合、総合点数 133 点の 6 割以上であることを条件とする。

③ 市は、企画提案書について本プロポーザルに参加した事業者等からの申請又

は国分寺市情報公開条例に基づく申請があった場合、契約締結後、公開するものとする。ただし、公開することにより事業者の権利利益を害する恐れや、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性があると考えられる場合は、協議の上、公開しないものとする。

- ④ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。
- ⑤ 提出された書類等一式は、返却しない。
- ⑥ 提出書類に記載された管理技術者、業務担当者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。変更することがやむを得ない場合は、市の承諾を得ること。
- ⑦ 優先交渉権者は国分寺市ホームページで公開する。
- ⑧ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で使用できることとする。
- ⑨ 本プロポーザルの作成のために本市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑩ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した提案者が全て負うこと。
- ⑪ 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑫ 企画提案参加申込書提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに様式第 10 号により辞退の申し出を行うこと。